編集・発行／近江八幡市総合政策部広報統計課
〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町236
☎0748(33)3111 FAX0748(32)2695

発行日／2011(平成23)年6月15日
Eメール mmc@city.omihachiman.lg.jp
ホームページアドレス http://www.city.omihachiman.shiga.jp/

# えっ！まだ設置してはらへんのですか？
# 住宅用火災警報器

－６月１日からすべての住宅に警報器の設置が義務付けられました－

## ◆なぜ、設置が義務化されたのか？

近年、住宅火災による死者が増加しており、死亡に至った原因として「逃げ遅れ」の割合が非常に高くなっています。また、住宅での火災の死者の半数以上が６５歳以上の高齢者であり、今後、高齢化社会が急速に進展していくことに伴い、さらなる増加が懸念されます。そのため、火災の早期発見に有効な住宅用火災警報器の設置が重要であり、火災時の逃げ遅れを防ぐため、消防法改正により住宅用火災警報器の設置が義務化されました。

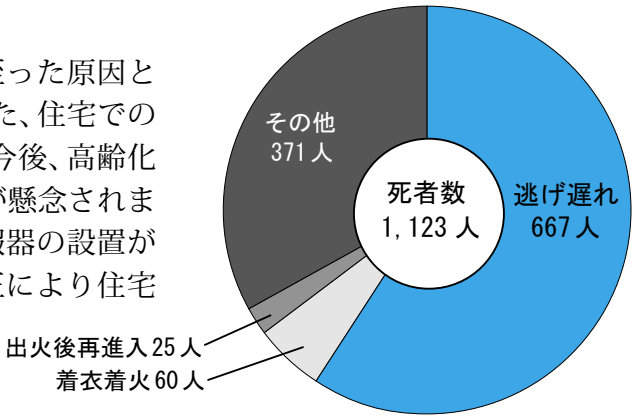


▲住宅火災による死者の原因
（平成20年中消防庁調べ）

## ◆住宅用火災警報器とはどんなもの？

住宅での火災発生を早期に感知し、警報音や音声で知らせる器具です。左の写真は煙式の感知器で、熱で感知する警報器もあります。火災は、熱よりも煙の方が速く広がることが多く居室や階段への設置に適しています。住宅用火災警報器の取り付けは、ドライバー１本でできます。製品の取扱説明書を必ず確認して、取り付けてください。なお、天井などへ取り付ける時は、高所作業になるので転倒や落下に注意して取り付けを行ってください。

平成22年12月時点で、近江八幡市を含む東近江消防本部管内の設置率は56.1パーセントと、全国平均の63.6パーセントを下回っています。家族の命や財産を守るため、まだ設置していないご家庭は早急に設置しましょう。詳しくは、消防署へお問い合わせください。

## 応急手当講習会　受講者募集

尊い命を救うため、この機会に応急手当を覚えましょう。

**日時**　６月25日㈯、７月24日㈰、10月15日㈯、平成24年２月11日㈯、いずれも午前９時～正午
**場所**　近江八幡消防署（小船木町）
**対象**　中学生以上
**内容**　成人に対する心肺蘇生法、ＡＥＤ取り扱い、止血法など
**定員**　各回30人程度
**受講無料**
**申込方法**　電話・ファクスで近江八幡消防署へ申し込んでください。

▲講習会（心肺蘇生法）の様子

問 近江八幡消防署☎（３３）５１１９・FAX（３６）６９０６

広報おうみはちまんは、各自治会を通じお届けします。また、各学区コミュニティセンターや図書館などの公共施設にも配備し、市のホームページでもご覧いただけます。

この印刷物は、大豆油インキを含した植物油インキを使用し、印刷は有害な廃液を排出しない水なし印刷を採用しています。